

電力メーター情報発信サービス利用規約

I 総 則

1 適 用

電力メーター情報発信サービス（Bルートサービス）利用規約（以下「本規約」といいます）は、中部電力株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する電力メーター情報発信サービス（Bルートサービス）（以下「本サービス」といいます。）を利用する際に適用いたします。

なお、本サービスは、本サービスに対応した計量器からHEMS等に対し情報を発信することをいい、本サービスの利用に関する定めは、すべて本規約によります。

- 本規約は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県
- 本規約は、低圧で電気の供給を受けている需要者に適用いたします。
- 本サービス利用者とは、本サービスの利用に関して、本規約を遵守するものいたします。

2 利用規約の変更

当社は、利用者への通知なしに本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件等については、変更後の電力メーター情報発信サービス（Bルートサービス）利用規約によります。

3 定 義

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- 利 用 者
本規約の内容に同意したうえで、6（利用申込み）(1)の申込みを行なった者のうち、当社が承諾を行なった者をいいます。
- 需 要 者
当社の電気供給約款〔平成 28 年 1 月 12 日届出。なお、電気供給約款を変更した場合には、変更後の約款といたします。〕、基本契約要綱（低圧）にもつぎ当社と電気供給契約を締結している者および託送供給等約款にもつぎ当社と接続供給契約を締結する小売電気事業者、特定送配電事業者もしくは電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロにもつぎ電気の供給を行なう者から電気の供給を受ける者をいいます。
- 920メガヘルツ帯特定小電力無線方式
920メガヘルツ帯の低出力の無線を使いデータを伝送する方式をいいます。
- 電力線搬送通信（P L C）方式
電力線を通信回線としてデータを伝送する方式をいいます。
- SMA認証
一般社団法人エコネットワークコンソーシアムによる「スマート電力量メーター・HEMSコントローラ間アプリケーション通信インタフェース仕様書」に関する仕様適合認証をいいます。
- HEMS等
本サービスに対応した計量器から発信したデータを受信することが可能な、SMA認証を取得したホーム・エネルギー・マネジメント（管理）・システム等の機器をいいます。
- 通信不達
需要場所内に建物等があり、当該建物内にHEMS等を設置しようとする場合は当該建物内すべての場所で、これ以外の場合は需要場所内すべての場所で、本サービスに対応した計量器から発信されるデータを利用者が受信することができない場合をいいます。

4 その他

本規約に記載のない事項については、利用者と当社との協議によって定めます。

II 利用の申込み

1 利用要件

本サービスの利用を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- 需要者本人が利用すること
- 当社が指定した、本サービスに対応した計量器を設置可能であること

6 利用申込み

1) 需要者が新たに本サービスの利用を希望される場合は、あらかじめ本規約に同意のうえ、当社所定の手続きにより申込みをしていただきます。なお、申込みの単位は、供給地点特定番号または受電地点特定番号単位で行なっていただきます。

2) 当社は、必要に応じ本サービスを利用しようとする者が需要者本人であることを確認させていただきます。

7 申込みの承諾

当社は、6（利用申込み）(1)の申込みに対して、本サービスが提供可能と判断した場合、承諾いたします。
ただし、当社は、5（利用要件）を満たしている場合であっても、当社の都合もしくは当社の判断により申込みをお断りする場合があります。この場合は、その理由を需要者にお知らせいたします。

8 サービス利用開始の準備

1) 当社は、7（申込みの承諾）の承諾の後、SMA認証を取得した本サービス提供に必要な計量器の取替工事、計量器の設定等必要な措置を講じます。
なお、この措置の手配に相当期間を要すると判断した場合には、当社は、その理由を利用者にお知らせいたします。

2) 当社は、本サービスにより発信された電力使用量情報等を受信するために必要な、認証IDおよびパスワードを記載した書面を郵送等により利用者へ発信いたします。

9 認証IDおよびパスワードの取扱い

1) 当社は、本サービスに対応した計量器ごとに、認証IDおよびパスワードを発行いたします。

2) 認証IDおよびパスワードを書面等により利用者へ発信した場合、5営業日以内に不達を確認したときを除き、当該情報は利用者へ到達したものとみなします。

3) 認証IDおよびパスワードは、当社が指定するものとし、利用者からの指定は行なえないものといたします。

4) 認証IDおよびパスワードは、利用者の責任において管理していただきます。

5) 認証IDおよびパスワードを紛失した場合等により、利用者がパスワードの変更を希望される場合は、当社に申し出ていただきます。当社は、認証IDおよびパスワードを記載した書面を郵送等により利用者へ発信いたします。

10 サービスの利用開始

本サービスは、利用者が認証IDおよびパスワードを受領したときから利用することができます。

11 サービスの単位

本サービスの単位は、供給地点特定番号または受電地点特定番号単位といたします。

III サービス内容

12 サービス内容

当社は、本サービスのデータを、SMA認証を取得した計量器より、次の内容で発信いたします。
なお、需要場所の通信環境等によってHEMS等で受信できない場合があります。

- 本サービスの通信方式には、920メガヘルツ帯特定小電力無線方式または電力線搬送通信（P L C）方式を使用いたします。
- 本サービスで提供するデータは、別表1（情報発信データ一覧）に定めます。
- (2)のうち積算電力量計測履歴1（正方向計測値）等の履歴データについては、最大44日前までのデータを保有することといたします。ただし、7（申込みの承諾）による承諾の日より遡った日にちの履歴データおよび計量器を取替した場合の取替前の履歴データの発信はできません。
- 1供給地点特定番号または1受電地点特定番号に紐づく契約に対し、複数の計量器が設置されている場合は、本サービスに対応した計量器ごとにデータの発信を行ないます。

13 利 用 料

本サービスの利用料は、無料といたします。

IV サービスの利用

14 サービスの利用に必要な通信機器の準備等

- 利用者は、本サービスを利用するために必要なHEMS等の機器、その他付随して必要となる全ての機器等を利用者の費用負担と責任において準備するものといたします。
- 利用者が準備したHEMS等への接続設定は、利用者の責任において実施していただきます。
- 本サービスの利用にあたり必要となるソフトウェアのダウンロード、インストール等は、利用者の責任において実施するものいたします。
- 利用者の希望または通信不達等の理由により計量器の通信方式を変更する場合において、本サービスを利用するために必要なHEMS等の機器、その他付随して必要となる全ての機器とに買い替え等が発生した際の費用は、利用者による負担とし、当社はその責任を負いません。

15 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社は、本サービスの利用に必要な計量器の施工、設定、改修または調査を実施するため、利用者の承諾をえて利用者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することをご承諾していただきます。

なお、利用者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

16 免 責

当社は、本サービスの提供に関し、利用者に生じた損害について、賠償の責めを負いません。

17 サービスの利用およびデータの取扱い

(1) 利用者は、本サービスによりえた情報を、自己の責任で適切に管理するものいたします。

また、利用者は、本サービスによりえた情報を、自由に利用することができるものといたします。

(2) 利用者は、本サービスによりえた情報を第三者へ提供する場合は、利用者の責任において行なうものといたします。

また、これにより、利用者と第三者の間で紛争が生じた場合は、利用者の責任と負担において解決するものとし、当社に何ら迷惑または損害を与えないものといたします。

18 禁止事項

利用者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行なってはならないものといたします。

- 当社の通信設備、電気設備の利用もしくは運用に支障をきたす行為
- その他法令もしくは公序良俗に反する行為
- その他当社が不適切として判断した行為

V サービスの終了

19 サービスの終了

(1) 利用者が本サービスを終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、利用者からの通知にもつぎ本サービスの終了に関する適切な措置を講じます。
なお、本サービスの終了に伴い、利用者へ通知した認証IDおよびパスワードは失効いたします。

(2) 利用者から(1)の通知がなされない場合であっても、次のいずれかに該当する場合、当社は、本サービスを終了することがあります。この場合、本サービスは、当社が本サービスの終了に関する措置を講じた日に終了いたします。

イ 5（利用要件）の定める要件を満たさなくなった場合
ロ 通信方式の変更が可能な計量器が設置されている場合は、920メガヘルツ帯特定小電力無線方式および電力線搬送通信（P L C）方式いずれによっても通信不達となるとき。

ハ 通信方式の変更ができない計量器が設置されている場合は、当社が指定した通信方式で通信不達となるとき。
ニ 18（禁止事項）(1)、(2)または(3)に該当する行為を行なった場合

VI 通信方式の決定

20 通信方式の決定および通信不達の判断

(1) 本サービスの提供に用いる通信方式の決定は、原則として、別表2（通信方式の選定基準）にもつぎ当社が行ないます。
ただし、利用者が通信不達以外の事由によって通信方式を変更する場合は、所定の費用を申し受けます。

(2) 当社が選択した通信方式におけるHEMS等への通信の到達確認は、利用者の責任において実施していただきます。

(3) 利用者の希望または通信不達等の事由により通信方式の変更を行なう場合であっても、通信の到達を保証するものではありません。

(4) 利用者が通信方式の変更を希望された場合であっても、計量器の種類等によって、通信方式の変更ができないときがあります。

VII 費用負担

21 費用の支払方法

(1) 20（通信方式の決定および通信不達の判断）(1)の費用は、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、支払いにともなう振込手数料等の費用は、利用者の負担といたします。

(2) 利用者が当社指定の金融機関等を通じて支払う場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(3) 利用者が(2)により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものいたします。

22 費用の申受けおよび精算

(1) 当社は、20（通信方式の決定および通信不達の判断）(1)の費用を通信方式変更の工事着手前に申し受けます。
ただし、利用者による特別の事情がある場合は、20（通信方式の決定および通信不達の判断）(1)の費用を通信方式の変更着手後に申し受けることがあります。この場合、変更後の通信方式による本サービスの利用開始日までに申し受けます。

(2) 当社は、通信方式の変更着手前に申し受けた20（通信方式の決定および通信不達の判断）(1)の費用と実際の費用に著しい差異が生じた場合、費用を精算することができます。この場合、工事完成後すみやかに精算するものいたします。

VIII 利用者の協力

23 利用者の協力等

(1) 利用者は、本サービスを利用するために必要なHEMS等の機器、その他付随して必要となる全ての機器等に故障や設定の誤りが無いことを確認してなお通信不達が解消されない場合、その旨を当社に通知していただきます。

この場合には、当社は、調査をいたします。

(2) 計量器の不良により、本サービスが利用できないことを確認した場合、当社は、すみやかに適切な措置をいたします。

(3) (2)により措置を行なった場合においても、通信不達が解消されないことがあります。

IX その他

24 個人情報の取扱い

当社は、申込者および利用者に係る個人情報について、別途当社ホームページに掲載する「個人情報保護基本方針」に従って取り扱うものといたします。

25 準拠法等

本規約の解釈に関しては、日本法が適用されるものいたします。

26 合意管轄

利用者と当社の間で本サービスまたは本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附 則

1 実施期日

この利用規約は、平成28年4月1日から実施いたします。

別 表

1 情報発信データ一覧

データ名 ^{※1}	
動作状態	積算電力量有効桁数
設置場所	積算電力量計測値(正方向計測値)
規格 Version 情報	積算電力量単位(正方向、逆方向計測値 ^{※2})
異常発生状態	積算電力量計測履歴1(正方向計測値)
メーカコード	積算電力量計測値(逆方向計測値 ^{※2})
製造番号	積算電力量計測履歴1(逆方向計測値 ^{※2})
現在時刻設定(取得のみ)	積算履歴収集日1
現在年月日設定(取得のみ)	瞬時電力計測値
状態アナウンスプロパティマップ	瞬時電流計測値
Set プロパティマップ	定時積算電力量計測値(正方向計測値)
Get プロパティマップ	定時積算電力量計測値(逆方向計測値 ^{※2})
係数(合成変成比)	積算電力量計測履歴2(正方向、逆方向計測値 ^{※2})
	積算履歴収集日2

※1 データ名は、一般社団法人エコネットワークコンソーシアム A P PEND I X ECHONET機器オブジェクトに基づく。

※2 「逆方向計測値」を計測しない計量器が設置されている場合、「逆方向計測値」は発信いたしません。

2 通信方式の選定基準

(1) 計量器の通信方式は原則として、920メガヘルツ帯特定小電力無線方式といたします。
ただし、次の場合等、920メガヘルツ帯特定小電力無線方式の適用が困難な場合は、電力線搬送通信（P L C）方式といたします。

イ 集合住宅等において、各戸の計量器が集合して施設されるなど、住居等と離れた場所に計量器が施設されている場合
ロ 建物構造等により、計量器の施設場所から屋外への電波状況が悪く、当社自動検針用通信に電力線搬送通信（P L C）方式が適用される場合

(2) 実際の計量器の施設状況等から(1)によらず、通信方式を選定する場合があります